

令和7年かすみがうら市議会第4回定例会
市長提出議案集

令和7年11月25日提出

かすみがうら市

目 次

1.	議案第 81 号	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	……………	1～3
2.	議案第 82 号	財産の無償譲渡について	……………	4～5
3.	議案第 83 号	かすみがうら市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について	……………	6
4.	議案第 84 号	かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	……………	7～8
5.	議案第 85 号	かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	……………	9～11
6.	議案第 86 号	かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	……………	12～13
7.	議案第 87 号	令和 7 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 5 号）	……………	14～27
8.	議案第 88 号	令和 7 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	……………	28～34
9.	議案第 89 号	市道路線の認定について	……………	35～37
10.	議案第 90 号	市道路線の認定について	……………	38～40

(参考資料)

- 付議事件（条例）条文新旧対照表 …………… 41～51
- ・ 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表 …………… (41～45)
 - ・ かすみがうら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表(第1条関係) …………… (41)
 - ・ かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表(第2条関係) …………… (41～42)
 - ・ かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表(第3条関係) …………… (42～45)
 - ・ かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表(第4条関係) …………… (45)
- ・ かすみがうら市保育所設置条例 新旧対照表 …………… (45)
- ・ かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表 …………… (45～46)
- ・ かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例 新旧対照表 …………… (46～49)
- ・ かすみがうら市火災予防条例 新旧対照表 …………… (49～51)

議案第 81 号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例の制定について

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 25 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例

(かすみがうら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正)

第 1 条 かすみがうら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例（令和 7 年かすみがうら市条例第 39 号）の一部を次のように改正
する。

第 13 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改
める。

第 22 条第 1 項中「国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第
12 条の 5 第 5 項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事
業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定
保育士」を「茨城県が法第 18 条の 27 第 1 項に規定する認定地方公共団体

である場合には、保育士又は茨城県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士」に改める。

(かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年かすみがうら市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「（茨城県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は茨城県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）」を加える。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年かすみがうら市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第23条第2項中「修了した保育士」の次に「（茨城県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）である場合には、保育士又は茨城県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。））」を加える。

第29条第1項、第31条第1項、第44条第1項及び第47条第1項中

「保育士」の次に「（茨城県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は茨城県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

（かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年かすみがうら市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 82 号

財産の無償譲渡について

財産を下記のとおり減額して無償譲渡するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 25 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

1 無償譲渡する財産

建物（附帯設備及び備品一式を含む。）

（1）保育所

構造：鉄筋コンクリート・鉄骨造鋼板ぶき平屋建

床面積：1, 838. 70 平方メートル

（2）車庫

構造：鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建

床面積：154. 00 平方メートル

（3）倉庫

構造：木造スレートぶき平屋建

床面積：19. 87 平方メートル

（4）倉庫

構造：木造スレートぶき平屋建

床面積：19. 87 平方メートル

（5）便所

構造：鉄筋コンクリート造張力幕屋根平屋建

床面積：6.30平方メートル

2 無償譲渡の相手方

茨城県小美玉市上玉里1137番地5

学校法人明光学園

理事長 戸田 しげ子

3 参考価格

60,720,000円（不動産鑑定評価額）

4 無償譲渡をする時期

令和8年4月1日

5 無償譲渡する理由

市立保育所運営計画において、民間事業者の柔軟性や機動性等を活用した保育所運営は有効な手段となることから、多様化する保育ニーズに対応するためにも、市立やまゆり保育所の民営化を進めることとしており、令和7年1月31日に開催した市立保育所運営事業者選考委員会において、学校法人明光学園が運営事業者として選考された。

同保育所は平成9年に建築され築28年が経過しており、建物の再建築には多額の費用負担が予想される場所であるが、民営化により市の運営経費が不要になるとともに、これまでの地域社会全体で子育てしやすい環境が継続されることが見込まれるため、無償譲渡をするものである。

議案第 83 号

かすみがうら市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市保育所設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市保育所設置条例の一部を改正する条例
かすみがうら市保育所設置条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 9 2 号）
の一部を次のように改正する。

別表かすみがうら市立やまゆり保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 84 号

かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年かすみがうら市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)第 12 条又は第 13 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。))が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児 (以下「乳幼児」という。)の利用開始 前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の 健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康 診断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 85 号

かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例(平成 20 年かすみがうら市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 月曜日。ただし、当該日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日

第 7 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とする。

第 9 条第 1 項中「やまゆり館を使用し」を「別表第 1 区分の欄に掲げる場所を使用し」に改め、「者」の次に「(以下「申請者」という。)」を加え、「やまゆり館」を「これら」に改め、「使用許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、日曜日及び休日におけるキッズコーナー、子育てコーナー及び授乳室の利用については、この限りでない。

第9条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 申請者は、前項に規定する使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、市長に申請し、使用許可を受けなければならない。

第10条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条、第9条関係）

区分	開館時間	
会議室（1）	火曜日から日曜日	午前9時30分から午後9時00分まで
会議室（2）		
相談室		
健康づくりコーナー		
子育てルーム	火曜日から日曜日	午前9時30分から午後4時30分まで
キッズコーナー		
子育てコーナー		
授乳室		
談話コーナー	火曜日から土曜日 (休日を除く。)	

※第7条第1号ただし書の規定により、月曜日の翌日以降を休館日とする場合は、月曜日も開館するものとし、開館時間は上記のとおりとする。

別表第2中

「

※1 使用する者は、0歳児以上3歳児以下の乳幼児及びその保護者等とする。

※2 1月の単位は、使用開始の日から1箇月を経過する日までとする。

」を

「

※1 使用する者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項第1号に規定する乳児又は同項第2号に規定する幼児及びその保護者等とする。

※2 1月の単位は、使用開始の日から1箇月を経過する日までとする。

※3 子育てルームのうち、日曜日及び休日におけるキッズコーナー、子育てコーナー及び授乳室の使用料は、無料とする。

」に

改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 86 号

かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 11 月 25 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例

かすみがうら市火災予防条例（平成 18 年かすみがうら市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 28 条の 2—第 28 条の 7）」を「第 2 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持
第 2 章の 3 林野火災の予防（第 28 条の 8
に関する基準等（第 28 条の 2—第 28 条の 7）

・第 28 条の 9）」に改める。

第 28 条中「警報」の次に「（法第 22 条第 3 項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第 7 号を削る。

第 2 章の 2 の次に次の 1 章を加える。

第 2 章の 3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第 28 条の 8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野

火災」という。)の予防上注意を要すると認める時は、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第28条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第28条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第41条の3第1項第3号中「第44条」を「第44条第1項」に改める。

第44条第1項第1号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同項の次に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議案第 87 号

令和 7 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 7 年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 399,034 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,314,207 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年 11 月 25 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		3,298,000	136,331	3,434,331
	1 国庫負担金	1,835,575	110,173	1,945,748
	2 国庫補助金	1,453,479	26,158	1,479,637
16 県支出金		1,650,638	22,830	1,673,468
	1 県負担金	802,817	39,782	842,599
	2 県補助金	580,740	△16,952	563,788
19 繰入金		513,280	50,200	563,480
	1 基金繰入金	513,277	50,200	563,477
20 繰越金		279,198	189,673	468,871
	1 繰越金	279,198	189,673	468,871
歳入合計		18,915,173	399,034	19,314,207

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,093,705	6,705	3,100,410
	1 総務管理費	2,491,853	6,639	2,498,492
	3 戸籍住民基本台帳費	106,749	66	106,815
3 民生費		7,131,318	343,255	7,474,573
	1 社会福祉費	3,734,925	120,068	3,854,993
	2 児童福祉費	2,707,759	70,397	2,778,156
	3 生活保護費	688,634	152,790	841,424
5 農林水産業費		811,662	△7,941	803,721
	1 農業費	793,941	△7,941	786,000
6 商工費		564,390	51,208	615,598
	1 商工費	564,390	51,208	615,598
9 教育費		1,706,556	5,807	1,712,363
	4 社会教育費	243,249	5,807	249,056
歳出合計		18,915,173	399,034	19,314,207

第 2 表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
第3次かすみがうら市総合計画 策定支援業務委託	令和7年度から令和8年度	18,792
かすみがうら市立やまゆり保育 所の民営化に伴う受変電設備等 更新事業費補助金	令和7年度から令和8年度	25,000
下稲吉中学校給食輸送用備品	令和7年度から令和8年度	30,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,757,691	0	5,757,691
2 地 方 譲 与 税	238,271	0	238,271
3 利 子 割 交 付 金	5,010	0	5,010
4 配 当 割 交 付 金	34,946	0	34,946
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	56,284	0	56,284
6 法 人 事 業 税 交 付 金	98,336	0	98,336
7 地 方 消 費 税 交 付 金	1,022,068	0	1,022,068
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	118,680	0	118,680
9 環 境 性 能 割 交 付 金	28,320	0	28,320
10 地 方 特 例 交 付 金	30,776	0	30,776
11 地 方 交 付 税	4,160,000	0	4,160,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5,166	0	5,166
13 分 担 金 及 び 負 担 金	60,552	0	60,552
14 使 用 料 及 び 手 数 料	50,359	0	50,359
15 国 庫 支 出 金	3,298,000	136,331	3,434,331
16 県 支 出 金	1,650,638	22,830	1,673,468
17 財 産 収 入	29,635	0	29,635
18 寄 附 金	307,001	0	307,001
19 繰 入 金	513,280	50,200	563,480
20 繰 越 金	279,198	189,673	468,871
21 諸 収 入	309,862	0	309,862

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	861,100	0	861,100
歳 入 合 計	18,915,173	399,034	19,314,207

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	146,465	0	146,465				
2 総 務 費	3,093,705	6,705	3,100,410	66			6,639
3 民 生 費	7,131,318	343,255	7,474,573	176,059		200	166,996
4 衛 生 費	1,133,799	0	1,133,799				
5 農 林 水 産 業 費	811,662	△7,941	803,721	△17,100			9,159
6 商 工 費	564,390	51,208	615,598	136		50,000	1,072
7 土 木 費	1,335,417	0	1,335,417				
8 消 防 費	963,099	0	963,099				
9 教 育 費	1,706,556	5,807	1,712,363				5,807
10 災 害 復 旧 費	2	0	2				
11 公 債 費	1,998,760	0	1,998,760				
12 予 備 費	30,000	0	30,000				
歳 出 合 計	18,915,173	399,034	19,314,207	159,161		50,200	189,673

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民生費国庫負担金	1,835,575	110,173	1,945,748	1 社会福祉費負担金	54,658	特別障害者手当等給付費負担金 999 障害者自立支援給付費負担金 26,935 障害者医療費負担金 1,604 障害児施設措置費（給付費等）負担金 25,120
				4 生活保護費負担金	55,515	生活保護費負担金
計	1,835,575	110,173	1,945,748			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	437,424	66	437,490	1 総務費補助金	66	マイナンバーカード交付事務費補助金
2 民生費国庫補助金	710,774	25,956	736,730	2 児童福祉費補助金	25,907	子どものための教育・保育給付交付金
				4 生活保護費補助金	49	生活保護適正化推進事業補助金
5 商工費国庫補助金	2,500	136	2,636	1 商工費補助金	136	特定地域づくり事業推進交付金
計	1,453,479	26,158	1,479,637			

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	802,817	39,782	842,599	1 社会福祉費負担金	26,829	障害者自立支援給付費負担金 13,467 障害者医療費負担金 802 障害児施設措置費（給付費等）負担金 12,560
				2 児童福祉費負担金	12,953	子どものための教育・保育給付費負担金
計	802,817	39,782	842,599			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	236,628	148	236,776	1 社会福祉費補助金	148	在宅障害児福祉手当支給費補助金
4 農林水産業費 県補助金	263,447	△17,100	246,347	1 農業費補助金	△17,100	農業次世代人材投資資金経営開始型補助金 △600 経営開始資金補助金 △9,000 経営発展支援事業補助金 △7,500
計	580,740	△16,952	563,788			

(款) 19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

2 地域福祉基金繰入金	8,800	200	9,000	1 地域福祉基金繰入金	200	高齢者保健福祉推進事業
-------------	-------	-----	-------	-------------	-----	-------------

(款) 19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4地域づくり基金繰入金	226,999	50,000	276,999	1地域づくり基金繰入金	50,000	企業立地促進事業
計	513,277	50,200	563,477			

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

1繰越金	279,198	189,673	468,871	1繰越金	189,673	前年度繰越金
計	279,198	189,673	468,871			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
5財産管理費	570,991	6,290	577,281				6,290	10 需用費 3,438	02 庁舎等財産管理事業 6,288	
								13 使用料及び賃借料 2,850	0201 千代田庁舎管理に要する経費 3,438	
								27 繰出金 2	10 光熱水費 1,898	10 修繕料 1,540
									0202 霞ヶ浦庁舎管理に要する経費 2,850	13 バス借上料 2,850
									05 基金運用事業 2	
									0501 基金運用益等の積立に要する経費 2	
									27 一般旅券発給事務証紙等購買基金繰出金 2	
6 企画費	6,014	349	6,363				349	10 需用費 74	01 企画調整事業 349	
								11 役務費 275	0101 企画調整に要する経費 349	
									10 印刷製本費 74	
									11 通信運搬費 275	
計	2,491,853	6,639	2,498,492				6,639			

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	106,749	66	106,815	66				10 需用費 66	02 戸籍住民基本台帳等事業 66
									0202 住民基本台帳事務に要する経費 66
									10 印刷製本費 66
計	106,749	66	106,815	66					

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

2 障害者福祉費	1,404,347	118,501	1,522,848	81,635			36,866	19 扶助費 108,948	01 障害者対策事業 118,501
								22 償還金、利子及び割引料 9,553	0102 障害者給付に要する経費 1,630
									19 特別障害者手当 770
									19 障害児福祉手当 563
									19 在宅障害児福祉手当 297
									0103 障害者自立支援に要する経費 116,871
									19 補装具費支給事業 1,850
									19 障害福祉サービス費事業 52,020
									19 特例給付費事業 2,460
									19 障害児給付費事業 47,780
									19 自立支援医療費(育成医療)支給認定事業 3,208
									22 国庫補助金等返還金 9,553
4 介護保険費	609,678	495	610,173				495	27 繰出金 495	01 介護保険事業 495

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
(4 介護保険費)									0102 介護保険特別会計繰出に要する経費 495 27 介護保険特別会計繰出金 495	
6 医療福祉費	333,160	872	334,032				872	22 償還金、利子及び割引料	872	01 医療福祉事業 872 0101 医療福祉に要する経費 872 22 国庫補助金等返還金 872
8 後期高齢者医療費	639,483	200	639,683			200		18 負担金、補助及び交付金	200	01 後期高齢者医療事業 200 0101 後期高齢者保健に要する経費 200 18 人間ドック等補助金 200
計	3,734,925	120,068	3,854,993	81,635		200	38,233			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

2 児童措置費	892,240	888	893,128				888	22 償還金、利子及び割引料	888	01 児童措置事業 888 0102 児童手当支給に要する経費 178 22 国庫補助金等返還金 178 0103 母子父子福祉に要する経費 710 22 国庫補助金等返還金 710
4 児童福祉施設費	1,261,757	69,509	1,331,266	38,860			30,649	12 委託料 19 扶助費 22 償還金、利子及び割引料	36,439 15,376 17,694	01 児童福祉施設維持管理事業 69,509 0101 民間保育所に要する経費 54,133 12 民間保育所入所委託 36,439 22 国庫補助金等返還金 17,694 0102 認定こども園に要する経費 15,376 19 市内認定こども園給付費 14,163 19 市外私立認定こども園給付費 1,213
計	2,707,759	70,397	2,778,156	38,860			31,537			

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

1 生活保護総務費	116,909	78,770	195,679	49			78,721	2 給料	1,810	01 職員等人件費 2,523
								3 職員手当等	273	0101 職員等人件費 2,523
								4 共済費	440	2 一般職給料 1,810
								12 委託料	66	3 扶養手当 18
								22 償還金、利子及び割引料	76,181	3 期末手当 115
										3 勤勉手当 100
										3 地域手当 40
										4 共済組合負担金 440
										02 生活保護等事業 76,247

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
(1 生活保護総務費)									0201 生活保護等総務事務に要する経費 76,181 22 国庫補助金等返還金 76,181 0202 生活保護適正化推進に要する経費 66 12 診療報酬明細書点検業務委託 66	
2 扶助費	571,725	74,020	645,745	55,515			18,505	19 扶助費	74,020	01 生活保護等扶助事業 74,020 0101 生活保護等扶助に要する経費 74,020 19 生活扶助費 4,000 19 介護扶助費 3,100 19 医療扶助費 65,000 19 施設事務費 1,920
計	688,634	152,790	841,424	55,564			97,226			

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

2 農業総務費	276,861	4,508	281,369				4,508	2 給料	2,290	01 職員等人件費 4,508 0101 職員等人件費 4,508 2 一般職給料 2,290 3 扶養手当 63 3 通勤手当 350 3 期末手当 922 3 勤勉手当 793 3 地域手当 90
								3 職員手当等	2,218	
3 農業振興費	251,908	△15,250	236,658	△17,100			1,850	18 負担金、補助及び交付金	△15,250	01 農業振興事業 △15,250 0101 農業振興に要する経費 △15,250 18 かんしょ生産拡大支援事業補助金 1,850 18 農業次世代人材投資資金経営開始型補助金 △600 18 経営開始資金補助金 △9,000 18 経営発展支援事業補助金 △7,500
5 土地改良費	167,758	2,801	170,559				2,801	18 負担金、補助及び交付金	2,801	01 土地改良事業 2,801 0101 土地改良整備支援に要する経費 2,801 18 県単土地改良上乗せ補助金 2,801
計	793,941	△7,941	786,000	△17,100			9,159			

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2 商工振興費	285,130	50,273	335,403	136		50,000	137	18 負担金、補助及び交付金	50,273	01 商工振興事業 273 0101 商工振興に要する経費 273 18 特定地域づくり事業推進補助金 273 03 企業立地促進事業 50,000 0301 企業立地促進に要する経費 50,000 18 企業立地促進助成金 50,000
4 観光施設費	115,056	935	115,991				935	12 委託料	935	01 観光施設等管理運営事業 935 0101 雪入ふれあいの里公園等管理運営に要する経費 935 12 ネイチャーセンター空調設備等改修設計業務委託 935
計	564,390	51,208	615,598	136		50,000	1,072			

(款) 9 教育費

(項) 4 社会教育費

4 文化振興費	94,120	5,807	99,927				5,807	7 報償費	2,872	03 文化財事業 5,807 0302 埋蔵文化財に要する経費 5,807 7 試掘調査協力員謝礼 2,872 13 試掘作業用重機借上料 2,935
計	243,249	5,807	249,056				5,807	13 使用料及び賃借料	2,935	

給与費明細書

1 特別職

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与費					共済費	合計	
		報酬	給料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他の 手当	計			
補正後	長等 議員	3		23,004	7,607 (3.45)	3,846	34,457	6,624	41,081
	その他の特別職	1,607	81,262				81,262	433	81,695
	計	1,626	133,882	23,004	25,005	3,846	185,737	21,002	206,739
	長等 議員	16	52,620		17,398 (3.45)		70,018	13,945	83,963
補正前	その他の特別職	1,607	81,262				81,262	433	81,695
	計	1,626	133,882	23,004	25,005	3,846	185,737	21,002	206,739
	長等 議員	3		23,004	7,607 (3.45)	3,846	34,457	6,624	41,081
	その他の特別職	16	52,620		17,398 (3.45)		70,018	13,945	83,963
比較	その他の特別職	1,607	81,262				81,262	433	81,695
	計	1,626	133,882	23,004	25,005	3,846	185,737	21,002	206,739
	長等 議員								
	その他の特別職								
計									

2 一般職

(1)総括

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	359 (19) 【 169】	【 280,802】	1,508,566	1,130,165 【 99,998】	2,638,731 【 380,800】	485,547 【 59,870】	3,124,278 【 440,670】
補正前	359 (19) 【 169】	【 280,802】	1,504,466	1,127,674 【 99,998】	2,632,140 【 380,800】	485,107 【 59,870】	3,117,247 【 440,670】
比較			4,100	2,491	6,591	440	7,031

()内は再任用短時間勤務職員数を別掲、【 】内は会計年度任用職員を別掲

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	管理職手当
	補正後	43,824	346,837	291,034	17,065	27,592	80,267	4,063	54,422
	補正前	43,743	345,800	290,141	17,065	27,242	80,267	4,063	54,422
	比較	81	1,037	893		350			
職員 手当 等の 内訳	区分	宿日直手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	退職手当	管理職員特別 勤務手当	地域手当	単身赴任手当	
	補正後	1,083	27,250	6,351	190,899	5,009	34,469		
	補正前	1,083	27,250	6,351	190,899	5,009	34,339		
	比較						130		

議案第 88 号

令和 7 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度かすみがうら市の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8, 174 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4, 022, 630 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 11 月 25 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国 庫 支 出 金		805,144	495	805,639
	2 国 庫 補 助 金	143,157	495	143,652
7 繰 入 金		638,833	495	639,328
	1 一 般 会 計 繰 入 金	600,100	495	600,595
8 繰 越 金		8,256	7,184	15,440
	1 繰 越 金	8,256	7,184	15,440
歳 入 合 計		4,014,456	8,174	4,022,630

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		72,347	990	73,337
	1 総 務 管 理 費	41,753	990	42,743
6 諸 支 出 金		8,758	7,184	15,942
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	8,756	7,184	15,940
歳 出 合 計		4,014,456	8,174	4,022,630

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	887,716	0	887,716
2 使用料及び手数料	1	0	1
3 国庫支出金	805,144	495	805,639
4 支払基金交付金	1,019,793	0	1,019,793
5 県支出金	577,869	0	577,869
6 財産収入	259	0	259
7 繰入金	638,833	495	639,328
8 繰越金	8,256	7,184	15,440
9 諸収入	11,874	0	11,874
10 介護サービス収入	2	0	2
11 市債	64,709	0	64,709
歳入合計	4,014,456	8,174	4,022,630

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	72,347	990	73,337	495			495
2 保 険 給 付 費	3,753,176	0	3,753,176				
3 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
4 地 域 支 援 事 業 費	169,915	0	169,915				
5 基 金 積 立 金	259	0	259				
6 諸 支 出 金	8,758	7,184	15,942				7,184
7 予 備 費	10,000	0	10,000				
歳 出 合 計	4,014,456	8,174	4,022,630	495			7,679

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
6 介護保険事業費補助金	330	495	825	1 介護保険事業費補助金	495	介護保険事業費補助金
計	143,157	495	143,652			

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

5 その他一般会計繰入金	71,916	495	72,411	2 事務費繰入金	495	事務費繰入金
計	600,100	495	600,595			

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	8,256	7,184	15,440	1 繰越金	7,184	前年度繰越金
計	8,256	7,184	15,440			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	41,753	990	42,743	495			495	12 委託料	990	02 一般管理に要する経費 990 0201 一般管理に要する経費 990 12 介護保険システム改修委託 990
計	41,753	990	42,743	495			495			

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

2 償 還 金	7,256	7,184	14,440				7,184	22 償還金、利子及び割引料	7,184	01 国庫支出金等返還に要する経費 7,184 0101 国庫支出金等返還に要する経費 7,184 22 国庫支出金等返還金 7,184
計	8,756	7,184	15,940				7,184			

議案第 89 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 25 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

路線名		道路区域(区間)		敷地の幅員	総延長
種別	番号	起点側(地番)	終点側(地番)	最小～最大(m)	(m)
その他	8-2940	下稲吉 2064 番 25	下稲吉 2064 番 13	6.00～10.30	103.00

議案第90号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、議会の議決を求める。

令和7年11月25日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

路線名		道路区域(区間)		敷地の幅員	総延長
種別	番号	起点側(地番)	終点側(地番)	最小～最大(m)	(m)
その他	8-2941	下稲吉 2064番17	下稲吉 2064番20	6.00～8.00	23.00

路線認定位置図（千代田地区）



(参考資料)

付議事件（条例）条文新旧対照表

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表

かすみがうら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表(第1条関係)

改正前	改正後
(虐待等の防止) 第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、 <u>法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の防止) 第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、 <u>法第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(職員) 第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士(<u>国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所</u> にあっては、 <u>保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u> 。以下この条において同じ。)その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。 2及び3 (略)	(職員) 第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士(<u>茨城県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は茨城県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士</u> 。以下この条において同じ。)その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。 2及び3 (略)

かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前	改正後
(職員) 第10条 (略)	(職員) 第10条 (略)

2 (略)	2 (略)
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士の資格を有する者 (2)～(10) (略) 4及び5 (略)	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士 <u>(茨城県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は茨城県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士)</u> の資格を有する者 (2)～(10) (略) 4及び5 (略)
(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法 <u>第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法 <u>第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表 (第3条関係)

改正前	改正後
(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法 <u>第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法 <u>第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(職員) 第23条 (略) 2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識	(職員) 第23条 (略) 2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士 <u>(茨城県が法第18条の27第1</u>

<p>及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p><u>項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)である場合には、保育士又は茨城県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。))</u>又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(職員)</p> <p>第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第29条 小規模保育事業所A型には、保育士<u>(茨城県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は茨城県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)</u>、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2及び3 (略)</p>
<p>(職員)</p> <p>第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。</p>	<p>(職員)</p> <p>第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士<u>(茨城県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は茨城県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)</u>その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規</p>

<p>2及び3 (略)</p>	<p>定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2及び3 (略)</p>
<p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士<u>(茨城県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は茨城県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)</u>、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2及び3 (略)</p>
<p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p>	<p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士<u>(茨城県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は茨城県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)</u>その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p>

2及び3 (略)	2及び3 (略)
----------	----------

かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表(第4条関係)

改正前	改正後
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

かすみがうら市保育所設置条例 新旧対照表

改正前	改正後										
<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かすみがうら市立やまゆり保育所</td> <td>かすみがうら市五反田298番地20</td> </tr> <tr> <td>かすみがうら市立わかぐり保育所</td> <td>かすみがうら市下稲吉519番地2</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	かすみがうら市立やまゆり保育所	かすみがうら市五反田298番地20	かすみがうら市立わかぐり保育所	かすみがうら市下稲吉519番地2	<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かすみがうら市立わかぐり保育所</td> <td>かすみがうら市下稲吉519番地2</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>	名称	位置	かすみがうら市立わかぐり保育所	かすみがうら市下稲吉519番地2
名称	位置										
かすみがうら市立やまゆり保育所	かすみがうら市五反田298番地20										
かすみがうら市立わかぐり保育所	かすみがうら市下稲吉519番地2										
名称	位置										
かすみがうら市立わかぐり保育所	かすみがうら市下稲吉519番地2										

かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも</p>	<p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも</p>

<p>も1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p>	<p>も1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p>				
<p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</p>	<p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="813 1131 1356 1579"> <tr> <td data-bbox="813 1131 1069 1377"> <p>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</p> </td> <td data-bbox="1069 1131 1356 1377"> <p>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="813 1377 1069 1579"> <p>乳幼児に対する健康診査</p> </td> <td data-bbox="1069 1377 1356 1579"> <p>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</p> </td> </tr> </table>	<p>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</p>	<p>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</p>	<p>乳幼児に対する健康診査</p>	<p>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</p>
<p>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</p>	<p>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</p>				
<p>乳幼児に対する健康診査</p>	<p>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</p>				
<p>3及び4 (略)</p>	<p>3及び4 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>				

かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(休館日)</p> <p>第7条 やまゆり館の休館日は、次のとおりと</p>	<p>(休館日)</p> <p>第7条 やまゆり館の休館日は、次のとおりと</p>

<p>する。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に開館若しくは休館することができる。</p> <p>(1) 日曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(3) (略)</p>	<p>する。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に開館若しくは休館することができる。</p> <p>(1) 月曜日。ただし、当該日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日</p> <p>(2) (略)</p>
<p>(使用の許可)</p> <p>第9条 やまゆり館を使用しようとする者は、あらかじめ、市長に申請し、やまゆり館を使用するための許可(以下「使用許可」という。)を受けなければならない。使用許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の使用許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第9条 別表第1区分の欄に掲げる場所を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、市長に申請し、これらを使用するための許可(以下「使用許可」という。)を受けなければならない。ただし、日曜日及び休日におけるキッズコーナー、子育てコーナー及び授乳室の利用については、この限りでない。</p> <p>2 申請者は、前項に規定する使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、市長に申請し、使用許可を受けなければならない。</p> <p>3 市長は、前2項の使用許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。</p>
<p>第10条 市長は、前条による許可を受け、やまゆり館を使用する者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、やまゆり館の使用許可の条件を変更し、若しくは制限し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>第10条 市長は、前条による許可を受け、やまゆり館を使用する者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、やまゆり館の使用許可の条件を変更し、若しくは制限し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

(5) 使用者が営利を図る目的をもって催し等が行われるおそれがあると認められるとき。

(6)～(8) (略)

別表第1(第6条関係)

区分	開館時間	
会議室(1)、(2)	月曜日から土曜日	午前9時30分から午後9時00分まで
相談室		
健康づくりコーナー		
子育てルーム	月曜日から金曜日	午前9時30分から午後4時30分まで

(5)～(7) (略)

別表第1(第6条、**第9条**関係)

区分	開館時間	
会議室(1)	火曜日から日曜日	午前9時30分から午後9時00分まで
会議室(2)		
相談室		
健康づくりコーナー		
子育てルーム		午前9時30分から午後4時30分まで
キッズコーナー	火曜日から日曜日	
子育てコーナー		
授乳室		
談話コーナー	火曜日から土曜日(休日を除く。)	

※第7条第1号ただし書の規定により、月曜日の翌日以降を休館日とする場合は、月曜日も開館するものとし、開館時間は、上記のとおりとする。

別表第2(第12条関係)

健康づくりコーナー

区分	使用料(1人につき)	
	1日	1月
(略)	(略)	(略)

※ (略)

子育てルーム

区分	使用料(乳幼児1人につき)

別表第2(第12条関係)

健康づくりコーナー

区分	使用料(1人につき)	
	1日	1月
(略)	(略)	(略)

※ (略)

子育てルーム

区分	使用料(乳幼児1人につき)

	1日	1月		1日	1月
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>※1 使用する者は、<u>0歳児以上3歳児以下の乳幼児及び</u>その保護者等とする。</p> <p>※2 1月の単位は、使用開始の日から1箇月を経過する日までとする。</p>			<p>※1 使用する者は、<u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第1項第1号に規定する乳児又は同項第2号に規定する幼児及び</u>その保護者等とする。</p> <p>※2 1月の単位は、使用開始の日から1箇月を経過する日までとする。</p> <p>※3 <u>子育てルームのうち、日曜日及び休日におけるキッズコーナー、子育てコーナー及び授乳室の使用料は、無料とする。</u></p>		
			<p align="center">附 則</p> <p><u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>		

かすみがうら市火災予防条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 (略)</p> <p>第2章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第28条の2—第28条の7)</p> <p>第3章～第6章 (略)</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 (略)</p> <p>第2章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第28条の2—第28条の7)</p> <p><u>第2章の3 林野火災の予防(第28条の8・第28条の9)</u></p> <p>第3章～第6章 (略)</p> <p>附則</p>
<p>(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第28条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 屋内において、裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u></p>	<p>(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第28条 火災に関する警報<u>(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)</u>が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>
	<p><u>第2章の3 林野火災の予防</u></p>

	<p><u>(林野火災に関する注意報)</u></p> <p><u>第28条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認める時は、林野火災に関する注意報を発することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第28条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 市長は、林野火災の発生の危険性を勧告して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。</u></p>
	<p><u>(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</u></p> <p><u>第28条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勧告して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。</u></p>
<p>(屋外における催しの防火管理)</p> <p>第41条の3 前条1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を</p>	<p>(屋外における催しの防火管理)</p> <p>第41条の3 前条1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を</p>

<p>取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第44条において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第44条第1項において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(屋外における催しの防火管理)</p> <p>第44条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為</p> <p>(2)～(6) (略)</p>	<p>(屋外における催しの防火管理)</p> <p>第44条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為(たき火を含む。)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</p>
	<p>附 則</p> <p>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>